

(様式第2号)

会議録

会議の名称	第11回 島本町農業委員会		
会議の開催日時	令和7年9月17日(水) 午後1時30分から午後1時57分		
会議の開催場所	島本町役場 1階 第1多目的室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> ・一部不可 ・不可
事務局(担当課)	都市創造部 にぎわい創造課	傍聴者数	0名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出席委員	別紙のとおり		
会議の議題	別紙のとおり		
配布資料	会議に係る資料		
審議等の内容	別紙のとおり		

第 11 回島本町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 7 年 9 月 17 日 (水) 午後 1 時 30 分から午後 1 時 57 分
2. 場 所 島本町役場 1 階 第 1 多目的室
3. 議事日程

【報告】

①農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出書について

②農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出書について

【審議】

①農用地利用集積等促進計画等について

【その他】

①令和 8 年度農業委員改選について

4. 出席者

(委員)

会長	好本 熱	会長代理	馬場 治人	委員	井上 謙一
委員	小西 一成	委員	下村 清次	委員	白藤 美穂子
委員	高山 一郎	委員	田中 幸造	委員	中桐 文余
委員	中村 清司	委員	向谷 悟		
委員	森村 実	委員	横山 豊		

(事務局)

局長 名越 誠治 次長 佐藤 成一 担当 大森 隆雄

5. 欠席者 0 名

6. 傍聴人 0 名

農業委員会会長 好本 熱

令和7年度 第11回島本町農業委員会 議事録

〈事務局〉

それでは、定刻になりましたので、ただ今から第11回島本町農業委員会を始めさせていただきます。恐れ入りますが、着席にて進行させていただきます。本日の案件でございますが、本日配布しております報告案件が4件、審議案件が1件となっており、事前に資料は、郵送させていただいております。それでは、本会議規則第6条の規定により、好本会長に議長をお願いします。好本会長、お願いします。

〈議長〉

ご苦労様です。いよいよ秋も稻刈りが近づきつつある中、お集まりいただきまして、ご苦労様でございます。まだまだ暑い日が続きますので、農作業には熱中症等十分気をつけられて作業をされるようにお願いして、早速始めたいと思います。

〈議長〉

それでは、議案に入る前に委員の出席状況について報告いたします。委員13名中、出席委員13名、欠席委員0名であり、会議規則第7条の規定により、本日の農業委員会は成立しておりますことをご報告いたします。次に、本日、傍聴者はありますか。

〈事務局〉

傍聴者はおられません。

〈議長〉

傍聴者もないようですので、本日の議案に入ります。

〈議長〉

それでは、議案に入ります。報告案件は4件ございますが、一括して事務局から説明願います。

〈事務局〉

それでは、1ページをお開きください。

ここからは、農地法第4条第1項第8号の規定による届出で、市街化区域内の農地を自分のものとして他の目的に転用するもので、報告案件①-1 の①-2 の2件をご報告させていただくものでございます。

はじめに、報告①-1 でございます。本件は山崎一丁目の2筆の農地について、転用の届出が提出されたものです。駐車場のための一時転用となっております。なお、当案件は、農地転用届の提出もれの農地であったことから顛末書を添付していただいたうえ、届出を受理したものでございます。

続きまして、5ページをお開きください。本件は広瀬一丁目の1筆の農地について、転用の届出が提出されたものです。住宅利用のための転用となっております。なお、当案件は、農地転用届の提出もれの農地であったことから顛末書を添付していただいたうえ、届出を受理したものでございます。

以上が、農地法第4条第1項第8号の規定による届出でございました。

続きまして、10ページをお開きください。ここからは、農地法第5条第1項第7号の規定による届出で、市街化区域内の農地を自分以外のものとして他の目的に転用するもので、報告案件②-1 と②-2 の2件をご報告させていただくものでございます。

報告②-1 でございます。本件は、広瀬四丁目の1筆の農地について、転用の届出が提出されたもので、転用目的は一般住宅となっています。

続きまして、16ページをお開きください。

本件は、東大寺三丁目2筆の農地について、転用の届出が提出されたもので、転用目的は建売住宅となっています。譲渡人については成年後見人となっていることから、登記にて土地の所有者との関係性を確認したうえで受理したものです。

以上が、農地法第5条第1項第7号の規定による届出でございました。

以上、各報告案件についてご説明させていただきました。

簡単ではございますが、事務局からのご報告は以上でございます。

〈議長〉

ただいま、事務局から説明のありました案件について、委員の皆さんからご意見・ご質問等がありましたらお受けいたします。

(質疑なし)

〈議長〉

特に発言がないようですので、質疑を終結し報告を受けたものとします。それでは、報告案件の議事が終了しましたので、それでは、審議に入ります。審議案件①農用地利用集積等促進計画に係る意見聴取について事務局から説明願います。

〈事務局〉

それでは、27ページをお開きください。

本件につきましては、令和5年度の農業経営基盤強化促進法等の改正により、農地中間管理機構による農用地利用集積等促進計画が創設され、令和7年4月以降の新規の借入、貸付等に係る手続きを行う場合、地域計画が策定された地区で利用権設定を行う場合は、従来の集積計画はできなくなり、今回のような農地中間管理機構である一般財団法人大阪府みどり公社を経由した促進計画に統合されます。

本議案については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定において、「市町村は、促進計画案作成にあたり、農業委員会の意見を聞くものとする」とされていることから、島本町町長より意見聴取の依頼がございました。

続きまして、28ページをお開きください。

こちらが農用地利用集積等促進計画でございます。

高浜二丁目の農地1筆に10年間の利用権、つまり賃借権を設定するものでございます。土地の所有者であり、農地中間管理機構に権利の設定をする者を甲、農地中間管理機構である一般財団法人大阪府みどり公社を乙として、転借人である農地中間管理機構から権利の設定を受ける者を丙とし、それぞれ記載され

ております。面積、賃借料等については議案書にお示しのとおりでございます。

続きまして、30 ページをお開きください。ここから 38 ページまでが当計画に関する契約事項や説明となります。

次に 39 ページをお開きください。ここから 41 ページまでが当該権利を設定する位置図と公図となります。

続きまして、42 ページをご覧ください。こちらが現況写真となります。

次に 43 ページをお開きください。ここから 48 ページまでが転借人である農地中間管理機構から権利の設定を受ける者の農地経営状況及び定款でございます。なお、当法人については、本町の認定新規就農者の認定を受けており、本町にて適切な農業経営を実施しております。

次に 50 ページをご覧下さい。

当計画については、一般財団法人大阪府みどり公社に対して、農用地利用集積等促進計画の案の作成に関する事前確認を行っており、協議のあった案件番号 1(高浜二丁目の農地)について異存ありませんと回答をいただいております。これらのことから、ページが前後して申し訳ございませんが、当該権利設定については、49 ページにございますように農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項で示されている農用地利用集積等促進計画に係る認可要件を全て満たしていると事務局では考えております。

事務局からの説明は以上です。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

〈議 長〉

ただいま事務局から説明のありました案件は、高浜地区となっておりますので、私から補足説明いたします。

(補足説明)

この案件につきましては、現在第四小学校の前でイチゴハウスを経営されてい

る企業が借りている農地の隣の田んぼになりまして、規模拡大ということになりますので、地区の担当としては特に問題ないと考えます。

他に、委員の皆さんからご意見・ご質問等がありましたら、お受けいたします。

(質疑なし)

〈議長〉

その他質疑はございませんか。

特に発言がないようですので、質疑を終結いたします。それでは、採決を行いたいと思いますが、この島本町地域計画策定に係る意見聴取についてご異議ございませんか。

〈委員〉

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〈議長〉

ご異議ないものと認め、採決いたします。

島本町地域計画策定に係る意見聴取について意見なしと島本町長へ回答することに賛成の方は举手願います。

(委員の举手を確認)

〈議長〉

举手全員により本案件は、意見なしと島本町長へ回答することに決定しました。

(6) その他

令和8年度農業委員の改選について

〈議長〉

どうもありがとうございました。以上で本日の議案が終了いたしましたが、委員の皆さんから、その他ございませんか。

(何もなし)

事務局から何かありませんか。

〈事務局〉

事務局から 1 点連絡事項がございます。

令和 8 年度農業委員の改選の件でございます。

改選にあたり、前回同様、実行組合様からの推薦をいただきたいと考えておりますのでご準備を進めていただけたらと存じます。

令和 8 年度農業委員の改選にあたりまして、事務局あてに農業委員の定員数削減を検討してはどうかとのご意見をちょうだいしました。

本町におきましては、他自治体と比較すると、農地面積に対する農業委員数が比較的多く、町としても農業委員の担当する地区を見直すことで、業務の効率化や行政コストの削減を図ることが期待できます。なお、委員数の削減により、場合によっては担当する地区を統合することも今後議論が必要と考えております。

そこで、令和 8 年度の改選にむけて、各委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。ご意見がある委員の方はいらっしゃいますでしょうか。

〈議 長〉

ただいま、事務局から説明のありました案件について、委員の皆さんからご意見・ご質問等がありましたらお受けいたします。

〈委 員〉

来年度に、農業委員会の改正がありますが、田畠がかなり減っている中で、従来の農業委員数の見直しというのはどうかという考えが出てきていたと思います。

それで、地区の中でも大きく減っている農地の組合に付きましては、今委員の方にご協力を会長がお願いしている方向ですね。という考えは非常に良い事じやないかと思っております。

現在、かなりの規模で島本町の農地は減っておりますんで、考えますと時代の流れかなと思います。ですから、委員の数を大幅には削減しませんけど、若干名の削減という事で検討していかないといけないと思います。改めて 8 年の改選に支援を入れながら、事務局の方で、大いに協議していただきたいという事です。以上です。

〈議 長〉

ありがとうございます。はい、他何か意見のある委員の方おられませんか。

〈委 員〉

桜井西側の意見ですが、田んぼがなくなっているんじゃないですか。そのため、農業委員に入ってやる仕事がほとんどないという。何人減らしたらいいかとかわかりませんが、減らした方がいいんじゃないかと思います。

〈議 長〉

はい。他の方はどうでしょうか。特にないようですか。あとは事務局の方で案を立てていただいてまた協議という事でよろしいんですかね。

〈事務局〉

そうですね。今委員の皆様が仰って頂いた意見などを事務局の方でまとめまして、また事務局の方で案などを考えまして、改選の方に進めて行きたいと考えておりますので、また皆様のご協力の方をよろしくお願ひいたします。

〈委 員〉

議会も議員数が昔は 18 から 16 なって、今 14 人なんんですけど、偶数の総数で大体 2 人ずつぐらい長い年期をかけて減らされてるっていうのもあるので、先ほど○○さんがおっしゃったようにあんまり大幅にっていうことがやらない方がいいってことであれば、1 案としては今 14 人ですけどもお二人減らさせて頂いて 12 名っていう形っていうのも 1 案かなとは考えております。

〈議 長〉

そういう案もありますね。最初の農業委員会がいつ発足したとか、あとその時の人数とかに関しては、また後ほど調べまして、また皆様に情報共有させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

〈委 員〉

昭和 35 年の東京オリンピック、東海道新幹線の開業時から状況が変わってきた。当時は広瀬から山崎、桜井、高浜まで一帯が農地であったため、農業委員の定数も多かった。しかし、現在は田畠がかなり減少しているため、定数を削減するのも時代の流れではないか。

〈議 長〉

わかりました。最初の農業委員会がいつ発足したとか、あとその時の人数とかに関しては、また後ほど調べまして、また皆様に情報共有させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

〈議 長〉

その他ございませんか。

(何もなし)

〈議 長〉

特ないようですので、ここで議長を解任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

〈事務局〉

それでは、以上をもちまして、第 11 回島本町農業委員会を閉会いたします。本日は、お忙しいところありがとうございました。お疲れさまでした。

以上